

## 2 親と子の健康確保及び増進

### (1) 子どもや母親の健康の確保

#### <現状と課題>

子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、総合的な、継続した母性並びに乳幼児の健康の確保と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要になります。

また、妊娠及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の普及を図ることが重要です。

市では、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行っていますが、今後も、保健、医療、福祉、教育の各分野間で連携しながら、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要です。

さらに、相談を受けた保健師や栄養士は、妊婦や母親の相談内容を聞き取り、わかりやすい説明ができるような対応能力やカウンセリング技術が求められています。

#### <今後の取り組み>

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて一貫した保健サービスを提供でき、母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図るとともに受診率向上に向け周知に努めます。

また、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を図り、きめ細かな母子保健の充実に努めます。

#### 実施事業

##### 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査	「4か月児健康診査」、「1歳6か月児健康診査」、「3歳児健康診査」 乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を持つ親への支援として実施する。	健康推進課
乳幼児健康相談	「10か月児健康相談」、「2歳児健康相談」、「すくすく相談」、「電話相談」 保健師・看護師・栄養士による個別相談や母子関係形成に向けての集団指導を実施する。	健康推進課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児歯科健康診査・歯科健康相談	「10か月児健康相談」、「1歳6か月児健康診査」、「2歳児健康相談」、「3歳児健康診査」時に同時実施。乳幼児の歯科健診やブラッシング指導を個別、または、集団指導の形で行い健康の維持増進を図る。	健康推進課
未熟児・新生児・乳幼児・妊産婦訪問（再掲）	出産後、育児不安の強い2か月位までの間に訪問を行う（状況によってはその後も継続）。母の育児不安の解消や乳児の発達・発育状況の確認により、以後の健やかな成長への支援につなげる。	健康推進課
両親学級 「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心してお産にのぞめるようにする。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援する。	健康推進課
育児学級 「コアラクラス」「ひよこクラス」	3・4か月児を持つ保護者を対象に健康・育児に関する情報を提供するとともに地域の中での仲間づくりの機会となるよう支援する。	健康推進課
親子ふれあい広場「カンガルー広場」「ゆうゆう広場」（再掲）	0～2歳位までの乳幼児と保護者を中心に、育児不安軽減のために育児相談、親同士の情報交換・友達づくり・遊び場の提供など、孤立することなく楽しく育児ができるよう、気軽に集まれる場として実施する。	健康推進課
妊婦健康診査	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査やHIV検査の実施及び対象となる妊婦への超音波検査の実施を勧める。	健康推進課

## (2) 「食育」の推進

### <現状と課題>

「食育」とは、子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。近年の社会環境や生活様式の変化による偏食や欠食等の食習慣の乱れは、「肥満」や「思春期やせ症」などの問題を引き起こし、子どもの心と体の健康問題に関係することもあります。乳幼児期から望ましい食習慣を身につけさせることは、その後の生涯にわたる食習慣の基盤になります。また、食を通じた豊かな人間性の育成、家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ることも求められています。したがって、食習慣の形成時期である乳幼児期から、正しい食教育を受けたり、さまざまな食体験を経験させることが大切です。

### <今後の取り組み>

子供の豊かな人間性の形成や心身の健全育成を図るため、乳幼児期から望ましい食習慣の定着を図っていきます。

#### 実施事業

##### 「食育」の推進

事業名	事業内容	担当課
保育所における「食育」の推進	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成する。	保育課
学校教育における「食育」の推進	学校教育課程において給食指導や教科等をとおして子どもたちに食と健康との関連を身に付けさせる。	学校教育課

## (3) 思春期保健対策の充実

## &lt;現状と課題&gt;

思春期は、子どもから大人へと変わっていく時期であり、身体面の著しい成長に比べ、精神面の成長が伴っていないために、様々な問題が生じやすい時期であることから、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、子どもたちに接することが必要となります。

また、近年思春期における性行動が活発化していることを背景に、人工妊娠中絶や性感染症罹患率が増える傾向にあります。さらに、未成年者の喫煙や飲酒、薬物の使用、不規則な食習慣や過剰なダイエットなどで体の健康を害していることが問題になっています。

これらの思春期の体や心の問題が、生涯の健康に影響するとも言われており、思春期において、生命の尊さ、性や性感染症予防、結婚から育児に至るまでの知識の正しい普及と飲酒・喫煙・薬物に関する教育を充実するとともに、相談体制の確立が必要です。

## &lt;今後の取り組み&gt;

医師など保健関係者との連携により、健康づくりに関する基礎的な知識と性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及や心身の悩みに関する相談・支援体制の充実を図り、心身の健康づくりを支援します。

## 実施事業

## 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	担当課
教育相談事業の充実（再掲）	さわやか相談室の機能を生かし、教育相談員の配置を見直し、スクールカウンセラー等との連携を一層密にして学校現場での教育相談の充実を図る。併せて、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、児童生徒との積極的なふれあいを通して支援活動を行う。	学校教育課

## (4) 小児医療の充実

### <現状と課題>

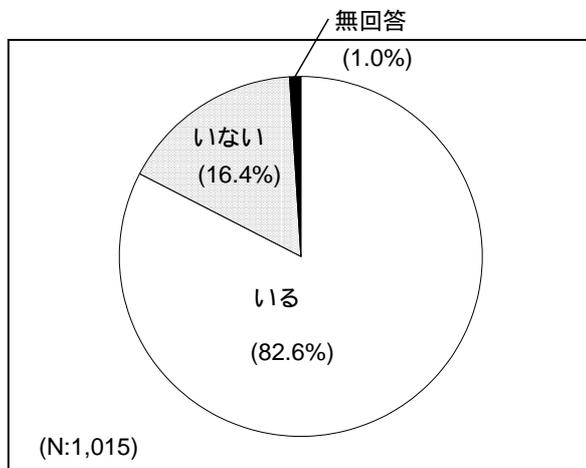
少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。

アンケート調査によると、子育てにおいて必要な情報では、「医療や医療機関」、「子どもが病気の時の対処法」が上位であげられていることから、より一層の小児医療の充実が求められていることが分かります。

小児医療において、地域に密着し重要な役割を果たしているのが、かかりつけ医です。就学前児童の8割以上にかかりつけ医がいることから、子どもが小さい頃から継続的に診てもらうことで、単に病気の診断や治療だけではなく、子どもの発達や発育について相談などに乗ってもらうことができ、保護者の安心にもつながります。

また、子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

かかりつけ医の有無



資料：アンケート調査

### <今後の取り組み>

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てるための基盤であることから、小児医療の充実・確保に努めます。

また、地域医療体制及び救急医療体制の機能強化のため、医療機関等との連携を強化し、救急・休日・夜間診療体制の整備などきめ細かな医療サービスの提供に努めます。

実施事業

小児医療の充実

事業名	事業内容	担当課
乳幼児医療費支給事業	乳幼児のいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう医療費の助成を実施する。	保険課
休日急患診療所運営事業	休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営する。	健康推進課
在宅当番医制運営事業	休日に診療を行う医療機関を当番制により委託し、急患に対応する。	健康推進課
第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営する。	健康推進課
小児二次救急運営事業	熊谷、深谷、児玉の各救急医療圏が共同して救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営する。	健康推進課